

四会連合協定契約書式等を平成20年11月28日以降に使用する際の注意事項

「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会」(建築設計関係4会(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会)は、「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書、契約約款、業務委託書」等(以下、契約書式等という。)について、平成20年11月28日施行の改正建築士法等との整合及び国の業務報酬基準(旧建設省告示第1206号)の改定告示に示される標準業務内容等との整合を図るための改正作業を行っていますが、改正版の発行時期は、平成21年2月中旬頃を予定していますのでお知らせします。

改正版発行までの間に、現行の契約書式等を改正建築士法等施行日(平成20年11月28日)以降にご使用の際は、以下に示す事項について、ご使用になる契約書式等を訂正、又は差し替えをしてご使用くださるようお願い申し上げます。

<注意> 現行の契約書式等とともに提供している「建築士法第24条の6の規定に基づき委託者に交付する書面の書式」は建築士法が改正されたため使用しないでください。

「建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面」をご使用くださるようお願いいたします(この交付する書面は、3種類の契約書式等に共通でご使用ください)。

業務委託契約書に係る事項

「建築設計・監理業務委託契約書」、「建築設計業務委託契約書」、「建築監理業務委託契約書」の共通事項

箇所	(現行)	(訂正)
6. 特記事項	(1) 建築士法第24条の <u>6</u> に定める・・・	(1) 建築士法第24条の <u>8</u> に定める・・・

契約約款に係る事項

「建築設計・監理業務委託契約約款」及び「建築監理業務委託契約約款」の共通事項

頁	箇所	(現行)	(訂正)
1頁	第1条〔総則〕	2 監理業務には、建築士法第2条第 <u>6</u> 項及び同法第18条第 <u>4</u> 項で定める工事監理を含む。	2 監理業務には、建築士法第2条第 <u>7</u> 項及び同法第18条第 <u>3</u> 項で定める工事監理を含む。

建築設計・監理業務委託契約約款

頁	箇所	(現行)	(訂正)
3頁	第11条〔再委託〕	2 乙は、設計業務又は監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、・・・	2 乙は、設計業務又は監理業務の一部を第三者(建築士事務所の開設者に限る。以下、本項及び次項において <u>同じ。</u>)に委任し、又は請け負わせようとするときは、・・・

建築設計業務委託契約約款

頁	箇所	(現行)	(訂正)
3頁	第11条〔再委託〕	2 乙は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、・・・	2 乙は、設計業務の一部を第三者(建築士事務所の開設者に限る。以下、本項及び次項において同じ。)に委任し、又は請け負わせようとするときは、・・・

建築監理業務委託契約約款

頁	箇所	(現行)	(訂正)
1頁	第5条〔再委託〕	2 乙は、監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、・・・	2 乙は、監理業務一部を第三者(建築士事務所の開設者に限る。以下、本項及び次項において同じ。)に委任し、又は請け負わせようとするときは、・・・

業務委託書に係る事項

建築設計業務委託書

頁	箇所	(現行)	(訂正)
1頁	上から14行目	・・・第24条の6の定めにより・・・	・・・第24条の8の定めにより・・・

建築監理業務委託書

頁	箇所	(現行)	(訂正)
1頁	上から14行目	・・・第24条の6の定めにより・・・	・・・第24条の8の定めにより、・・・

以上

建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

年 月 日

委託者

様

(契約の相手方の氏名又は名称) (施行規則第22条の3第1項第2号)

建築士法第24条の8の定めにより、年 月 日付締結の業務受託契約に関して、次の事項を通知します。(施行規則第22条の3第1項第1号)

受託者(法第24条の8第1項1号、施行規則第22条の2の2第1項第1号第2号)

建築士事務所の名称:

建築士事務所の所在地:

開設者の氏名又は名称:

(印)

(法人の場合は代表者氏名)

受託業務名称: _____

1. 対象となる建築物の概要(法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項6号、施行規則第22条の2の2)

建設予定地:

主要用途:

工事種別:

規模等:

2. 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間(法第24条の8第1項2号及び3号)

業務の種類及び内容	実施の有無	実施方法等	業務期間〔予定〕
1. 基本設計業務(構造設計、設備設計を含む)			年 月 日から 年 月 日まで
2. 実施設計業務(構造設計、設備設計を含む)			年 月 日から 年 月 日まで
3. 工事監理業務			年 月 日から 年 月 日まで
4. その他の業務(契約に含まれる上記以外の業務)		(具体的業務内容)	年 月 日から 年 月 日まで

3. 作成する設計図書の種類(設計業務受託の場合)(法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項1号)

4. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

(工事監理業務受託の場合)(法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項2号)

工事と設計図書との照合の方法:

工事監理の実施状況に関する報告の方法:

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士（法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 3 号）

設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】()建築士【登録番号】()	【氏名】： 【資格】()建築士【登録番号】()
【氏名】： 【資格】()建築士【登録番号】()	【氏名】： 【資格】()建築士【登録番号】()
(建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】建築設備士	(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】建築設備士

* 平成 21 年 5 月 27 日以降の設計において、建築士法の規定に従い、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格について記載する必要があります。

6. 設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所)（法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 6 号、施行規則第 22 条の 2 の 2）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名)

7. 報酬の額及び支払時期（法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 4 号）

<p>報酬の額及び支払の時期は、建築設計・監理業務委託契約書 5 項業務報酬の額及び支払の時期に定めるとおりとする。</p> <p>【注】使用する業務委託契約書による記載内容の違いは、〔記載例〕を参照してください。</p>

8. 契約の解除に関する事項（法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 5 号）

<p>四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款第 24 条(解除権の行使)及び第 25 条(解除の効果)による。条文内容は別添のとおり。</p> <p>【注】使用する契約約款による記載内容の違いは、〔記載例〕を参照してください。</p>
--

建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

2008年12月1日

委託者 様

(契約の相手方の氏名又は名称) (施行規則第22条の3第1項第2号)

建築士法第24条の8の定めにより、2008年11月28日付締結の業務受託契約に関して、次の事項を通知します。(施行規則第22条の3第1項第1号)

受託者(法第24条の8第1項1号、施行規則第22条の2の2第1項第1号第2号)

建築士事務所の名称： 一級建築士事務所

建築士事務所の所在地： 県 市 町 - -

開設者の氏名又は名称： (印)

(法人の場合は代表者氏名)

受託業務名称： 邸新築工事 設計・工事監理業務

1. 対象となる建築物の概要(法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項6号、施行規則第22条の2の2)

建設予定地： 県 市 町 - -

主要用途：専用住宅

工事種別：新築

規模等：木造3階建、約165㎡

2. 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間(法第24条の8第1項2号及び3号)

業務の種類及び内容	実施の有無	実施方法等	業務期間〔予定〕
1. 基本設計業務(構造設計、設備設計を含む)		建築設計業務委託書による	2008年11月28日から 2009年1月31日まで
2. 実施設計業務(構造設計、設備設計を含む)		建築設計業務委託書による	2009年2月1日から 2009年4月30日まで
3. 工事監理業務		建築監理業務委託書による	2009年5月15日から 2009年9月30日まで
4. その他の業務(契約に含まれる上記以外の業務)		(具体的業務内容)	年 月 日から 年 月 日まで

3. 作成する設計図書の種類(設計業務受託の場合)(法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項1号)

仕様書、案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、基礎伏図、床伏図、はり伏図、小屋伏図、軸組図、その他必要な図面、電気設備図一式、機械設備図一式、
建築確認申請図書一式、

4. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法(工事監理業務受託の場合)(法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項2号)

工事と設計図書との照合の方法：

請負業者からの施工報告及びサンプリングによる現場立会検査により照合します。

サンプリングによる現場立会検査は期間中5回程度行います。

工事監理の実施状況に関する報告の方法：

期間中5回程度、電子メールにより報告します。

工事監理完了後に建築士法に基づいて法定書式による工事監理報告書を提出します。

【記載例】

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項3号）

設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】(一級)建築士【登録番号】(123456) 【氏名】： 【資格】()建築士【登録番号】() (建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】: 該当なし 【資格】建築設備士	【氏名】： 【資格】(一級)建築士【登録番号】(123456) 【氏名】： 【資格】()建築士【登録番号】() (建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】: 該当なし 【資格】建築設備士

* 平成21年5月27日以降の設計において、建築士法の規定に従い、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格について記載する必要があります。

6. 設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所)（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項6号、施行規則第22条の2の2）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名)
構造計算及び構造設計図の作成	(株) 構造設計一級建築士事務所 県 市 町 - -	(株) 構造設計代表取締役

7. 報酬の額及び支払時期（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項4号）

報酬の額及び支払の時期は、建築設計・監理業務委託契約書5項業務報酬の額及び支払の時期に定めるとおりとする。 【注1】 建築設計業務委託契約書を使用する場合は、「報酬の額及び支払の時期は、建築設計業務委託契約書5項業務報酬の額及び支払の時期に定めるとおりとする。」としてください。 【注2】 建築監理業務委託契約書を使用する場合は、「報酬の額及び支払の時期は、建築監理業務委託契約書5項業務報酬の額及び支払の時期に定めるとおりとする。」としてください。

8. 契約の解除に関する事項（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項5号）

四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款第24条(解除権の行使)及び第25条(解除の効果)による。条文内容は別添のとおり。 【注】設計のみの契約、工事監理のみの契約の場合は、下記ようになります。 (設計受託契約の場合)：四会連合協定 建築設計業務委託契約約款第22条(解除権の行使)及び第23条(解除の効果)による。条文内容は別添のとおり。 (工事監理受託契約の場合)：四会連合協定 建築監理業務委託契約約款第12条(解除権の行使)及び第13条(解除の効果)による。条文内容は別添のとおり。
--